

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書

特別支援学校の児童生徒数の増加が全国的に進み、在籍者数は平成 17 年と比較すると 11 年間で 3 万 8209 人ふえている（平成 29 年版文部科学統計要覧）。一方、学校建設は当該児童生徒数の増加に追いつかず、150 人規模の学校に 400 人以上の児童生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ環境が整っていないのが現状である。

このような事態の根幹にあるのが、幼稚園から小学校、中学校、高校、大学、専門学校までの全てにある「設置基準」が特別支援学校だけにあることである。「設置基準」とは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者は当該基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされている。

また、小中学校に設置されている特別支援学級の児童生徒数の増加も全国的に顕著である。文部科学省の学校基本調査によれば、国公立立合わせて平成 17 年は 9 万 6811 人であったが、平成 28 年には 21 万 8127 人と 2.25 倍にふえている。在籍する児童生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子供、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子供、個別対応が常時必要な子供等々、実態はとても複雑である。さらに、小学校では 1 年生から 6 年生まで、中学校では 1 年生から 3 年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができていないのが現状である。

学級編成基準で定められた 8 人の子供を一人で担任することは負担がとて大きく、既に限界を超えている。しかし、平成 5 年の第 6 次定数改善以来、特別支援学級の学級編制基準は 1 学級 8 人のまま変わっていない。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 特別支援学校の設置基準の策定をすること。
- 2 特別支援学級の学級編制基準を改善し、1 学級 6 人とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 19 日

沼津市議会